

平成26年(2014年)4月30日



埼玉県報

第 2 5 8 9 号
平成26年4月30日
水 曜 日

目 次

管理規程

- [埼玉県流域下水道事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程の一部を改正する規程\(下水道管理課\)](#)

告示

- [埼玉県庁総合案内等業務委託に関する契約の相手方等の公示\(広聴広報課\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(共助社会づくり課\)](#)
- [県立特別支援学校スクールバス運行業務入札参加資格等に関する公示\(特別支援教育課\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)

管理規程

埼玉県流域下水道事業管理規程第三号

埼玉県流域下水道事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十六年四月三十日

埼玉県下水道事業管理者 土屋 綱 男

埼玉県流域下水道事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程の一部を改正する規程

埼玉県流域下水道事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二条第五号」を「第二条第四号」に改める。

第五条第一項及び第七条第一項中「第七条」を「第七条第一項」に改める。

第十条第一号中「第七条」を「第七条第一項」に、「第六条第五号」を「第六条第六号」に改める。

第十三条第二項第七号中「第七条」を「第七条第一項」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月三十日から施行する。

告 示

埼玉県告示第六百八十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月三十日

埼玉県知事 上田清司

- 1 購入等件名及び数量
埼玉県庁総合案内等業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県県民生活部広聴広報課広聴・知事への提言担当 埼玉県さいたま市浦和
区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成26年3月27日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社パソナ 東京都千代田区丸の内1丁目5番1号
- 5 契約金額
28,755,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1
項第1号に該当

告 示

埼玉県告示第六百八十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課において備え置く方法及びインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十六年四月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十六年四月十五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人埼玉障害者センター

三 代表者の氏名

新 井 眞 一

四 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市浦和区大原三丁目十番一号埼玉県障害者交流センター内

五 定款に記載された目的

この法人は、障害者の自立を目指して、障害者の働く場の設立、運営を行い、併せて障害者の生活に必要なサービスの提供、障害団体の活動への支援・協力並びに、障害者・家族にかかわる相談活動、調査・研究活動、研修活動、情報提供活動、交流活動に関する事業を行うことにより、障害児者・家族の福祉の増進を図り、もって社会福祉に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第六百八十九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の五第一項の規定に基づき、平成二十六年年度及び平成二十七年年度において埼玉県が締結する埼玉県立特別支援学校のスクールバス運行業務の委託契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等について次のとおり定めた。

平成二十六年四月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 一般競争入札参加資格者

埼玉県立特別支援学校のスクールバス運行業務の委託契約に係る一般競争入札に参加することができる者は、一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「資格」という。）に関する審査（以下「資格審査」という。）を受けた結果、資格を有する者として認定を受けた者（以下「一般競争入札参加資格者」という。）とし、知事は、一般競争入札参加資格者を県立特別支援学校スクールバス運行業務一般競争入札参加資格登録名簿に登録するものとする。

二 資格審査の認定を受けることができない者

次のいずれかに該当する者は、認定を受けることができない。

- イ 地方自治法施行令第六十七条の四第一項の規定に該当する者
 - ロ 埼玉県財務規則（昭和三十九年埼玉県規則第十八号）第九十一条の規定により、埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者
 - ハ 十三ホ又はへに該当することにより資格を取り消され、当該取消しの日から二年を経過しない者
 - ニ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）がその事業活動を支配している場合その他暴力団員との関係が特に認められる場合であつて、知事が不適格であると認める者
- ホ 次のいずれにも該当する者

- (1) 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の免許若しくは許可を受けていない者又は当該免許若しくは許可を受けて二年以上経過していない者

- (2) 道路運送法第三条第一号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業の免許若しくは許可を受けていない者又は当該免許若しくは許可を受けて五年以上経過していない者

- (3) 道路運送法第三条第二号に規定する特定旅客自動車運送事業の許可を受け

た期間が、通算で五年未満の者

へ 運行業務に必要な許可を受けられない者

三 資格及び格付

資格は、業務の規模及び契約金額に応じて、A、B及びCの三等級に区分して定める。

四 資格審査

資格審査は、次に掲げる事項について行う。

イ 売上額

ロ 経営規模

(1) 自己資本の額

(2) 道路運送法第二条第八項に規定する事業用自動車の台数

(3) 従業員の数

ハ 経営状況

(1) 流動比率

(2) 総資本経常利益率

(3) 固定資産自己資本比率

ニ 営業期間

ホ 免許、許可又は過去の業務実績

ヘ 障害者の雇用の状況

ト ISO14001の認証取得状況

五 資格審査の申請方法

資格審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別記様式の申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならぬ。

イ 一般競争入札参加資格審査項目票

ロ 営業経歴書（営業を開始した日から現在までの営業経歴を記載したもの）

ハ 営業所一覧表

ニ 申請者が法人である場合は、次に掲げる書類

(1) 商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第十条第一項に規定する登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）

(2) 決算報告書の写し（申請日の直前一年間の事業年度の決算に関するもの。

ただし、申請日時点で、法人設立後一年に満たないものにあつては、提出可能な決算に関するもの）

ホ 申請者が個人である場合は、次に掲げる書類

- (1) 市町村長又は区長が発行する身分証明書の写し
 - (2) 後見登記等ファイルに成年被後見人、被保佐人又は被補助人とする記録がないことの証明書の写し（被保佐人又は被補助人にあつては、後見登記等ファイルに記録されている事項の証明書）
 - (3) 所得税確定申告書等の写し（申請日の直前一年間の申告に係るもの）
- へ 県民税及び事業税の納税証明書（申請日の直前一年間の事業年度に係るもの）
（法人県民税及び事業税にあつては埼玉県内の事業所に係るもの、個人県民税にあつては埼玉県内の住所地に係るもの）
- ト 消費税及び地方消費税の納税証明書
- チ 障害者雇用状況報告書の写し（障害者雇用状況報告書の提出が義務付けられている事業者のみ）
- リ 障害者の雇用の証明書（障害者雇用状況報告書の提出が義務付けられていない事業者で障害者の雇用を行っている場合のみ）
- 又 ISO14001認証取得登録証の写し（認証取得登録を受けている場合のみ）
- ル 委任状（入札、契約、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合のみ）
- ヲ 在籍証明一覧表
- ワ 運行業務に必要な許可に係る証明書等の写し（一般競争入札参加資格審査項目票及び営業所一覧表において指定するもの）
- カ 申請者が被保佐人、被補助人又は未成年者である場合は、契約締結のために必要な同意をしている者が発行する同意書
- 六 申請書の配布及び提出場所
〒三三〇一九三〇一 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 埼玉県庁第二庁舎十階 埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当
電話〇四八―八三〇―六八八〇
- 七 資格審査の申請時期
申請者は、随時に、申請書を知事に提出することができる。
- 八 申請者への通知
知事は、資格審査の結果を当該申請者に通知するものとする。
- 九 資格の有効期間
資格を認定した日から平成二十八年三月三十一日までとする。
- 十 申請書等の作成に用いる言語等
- イ 申請書及び一般競争入札参加資格審査項目票は、日本語で作成しなければならない。また、それ以外の書類で外国語で記載してあるものは、日本語の訳文

を付記し、又は添付しなければならない。

ロ 申請書及び一般競争入札参加資格審査項目票の金額は、日本国通貨により表示しなければならない。また、それ以外の書類で外国通貨により金額を表示してあるものは、日本国通貨に換算した金額表示を付記し、又は添付しなければならない。

なお、日本国通貨への換算に当たっては、出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十六条に規定する外国貨幣換算率の例によるものとする。

十一 資料の提出要求等

知事は、資格審査に際し必要があるときは、資料の提出若しくは提示又は説明を求めることができる。

十二 変更等の届出

申請書の提出後に、次に掲げる事項に変更があつた場合、営業を休止し、若しくは廃止した場合又は営業の停止命令を受けた場合は、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

イ 商号、名称又は氏名

ロ 代表者又は代理人

ハ 所在地（代理人の所在地を含む。）

ニ 印鑑（実印、使用印又は代理人印）

ホ 資本金の額

ヘ 電話番号及びファクシミリ番号

ト 登録、免許、許可等に関する事項

チ 障害者の雇用の状況

リ ISO14001の認証取得状況

十三 資格の取消し

知事は、一般競争入札参加資格者が、次のいずれかに該当するときは、その資格の認定を取り消すことができる。

イ ニイ、ロ又は二のいずれかに該当する者となつたとき。

ロ 営業に関し必要な登録、免許、許可等の取消しを受けたとき。

ハ 申請書又はその添付書類等に故意に虚偽の事項を記載したとき。

ニ 経済的信用を著しく欠くと認められるとき。

ホ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第三条又は第八条第一号の規定に違反して公正取引委員会から告発、勧告又は審判開始決定を受けた場合で極めて悪質であると知事が認めたととき。

へ 刑法（明治四十年法律第四十五号）第九十六条の六第二項の規定により逮捕され、又は逮捕を経ずに起訴された場合で極めて悪質であると知事が認めたと
き。

ト 安全運行の確保が困難であると認められるとき。

処 理 欄	受付日		登録番号
	年 月 日	市 町 村	

処理欄には記入しないでください。

埼玉県立特別支援学校スクールバス運行業務一般競争入札参加資格審査申請書

埼玉県が行う平成26年度及び平成27年度の埼玉県立特別支援学校のスクールバス運行業務の一般競争入札に参加したいので、関係書類を添えて資格審査を申請いたします。
また、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを宣誓します。

平成 年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

申 請 者 (〒 -)
住所又は所在地

(ふりがな)
商号又は名称

(ふりがな)
代表者職・氏名 印

電話番号 (- -)

添付書類

- 1 一般競争入札参加資格審査項目票
- 2 営業経歴書(営業を開始した日から現在までの営業経歴を記載したもの)
- 3 営業所一覧表
- 4 申請者が法人の場合：次に掲げる書類
 - (1) 商業登記法第10条第1項に規定する登記事項証明書
 - (2) 決算報告書の写し(申請日の直前1年間の申告に係るもの)
- 5 申請者が個人の場合：次に掲げる書類
 - (1) 市町村長又は区長が発行する身分証明書の写し
 - (2) 後見登記等ファイルに成年被後見人、被保佐人又は被補助人とする記録がないことの証明書の写し(被保佐人又は被補助人にあっては、後見登記等ファイルに記録されている事項の証明書)
 - (3) 所得税確定申告書等の写し(申請日の直前1年間の申告に係るもの)
- 6 県民税及び事業税の納税証明書(申請日の直前1年間の事業年度に係るもの)(法人県民税及び事業税にあっては埼玉県内の事業所に係るもの、個人県民税にあっては埼玉県内の住所地に係るもの)
- 7 消費税及び地方消費税の納税証明書
- 8 障害者雇用状況報告書の写し(障害者雇用状況報告書の提出が義務付けられている事業者のみ)
- 9 障害者の雇用の証明書(障害者雇用状況報告書の提出が義務付けられていない事業者で障害者の雇用を行っている場合のみ)
- 10 ISO14001認証取得登録証の写し(認証取得登録を受けている場合のみ)
- 11 委任状(入札、契約、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合のみ)
- 12 在籍証明一覧表
- 13 運行業務に必要な許可に係る証明書等の写し(一般競争入札参加資格審査項目票及び営業所一覧表において指定するもの)
- 14 同意書(被保佐人、被補助人又は未成年者の場合のみ)

(注)番号の前に 印を付してある書類は、添付を省略することができないものです。

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第五十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年四月三十日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘 裕 子

一 許可番号

平成二十五年十一月十八日

指令川建セ第二五〇一〇二〇号

二 検査済証番号

平成二十六年四月二十一日

川建セ第二六〇〇〇二号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡小川町大字中爪字榎戸六百九番三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都練馬区早宮二丁目十四番七号 ナッツハウス二〇五号

松本 孝

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第六十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年四月三十日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘 裕子

一 許可番号

平成二十五年十一月二十一日

指令川建セ第二五〇〇九五〇号

二 検査済証番号

平成二十六年四月二十三日

川建セ第二六〇〇七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡嵐山町大字鎌形字清水二千三十四番三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡嵐山町大字志賀五百十八番地三 ヒルズ・ソレアード一〇三

森田 竜司